



初めてでも大丈夫！

業務の流れで理解する 遺言執行業務解説書！

どの段階で何をする？

業務の流れでわかる！

遺言執行業務

相続法
改正
対応版

【編著】

東京弁護士会 法友全期会

A5判・442頁 定価：本体3,400円+税

東京弁護士会
法友全期会 編著

相続法
改正
対応版

遺言執行 業務の流れでわかる！ どの段階で何をする？

遺言執行業務の経験知を集約 第一法規

本書の特長

相続法改正の内容を押さえながら、
“遺言執行業務の流れ”に沿って
解説！

遺言作成関与から実際の執行まで、
どの段階で、何をしたら良いのかが
分かる！

経験の少ない若手弁護士を支援
する一冊！

『論点体系 判例民法 <第3版> 11 相続』も好評発売中！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

相続法
改正に
完全対応！

遺言執行業務の経験知を集約！

目次

序章 弁護士業務としての遺言執行

- 第1節 遺言執行総論
- 第2節 遺言執行者の地位と権限
- 第3節 弁護士が遺言執行者に就職する場合

第1章 遺言書作成から関与する

- 第1節 遺言者のニーズを把握する
- 第2節 遺言の種類を選択する
- 第3節 自筆証書遺言を作成する
- 第4節 公正証書遺言を作成する
- 第5節 具体的な遺言書の書き方
- 第6節 遺 贈
- 第7節 特定財産承継遺言
- 第8節 配偶者居住権
- 第9節 持戻し免除の意思表示
- 第10節 遺留分
- 第11節 遺言書の保管及び探索

第2章 遺言執行者に就任する

- 第1節 遺言書・相続人を探す
- 第2節 遺言で指定された場合
- 第3節 裁判所による遺言執行者の選任
- 第4節 遺言執行者が複数のとき

第3章 遺言執行業務を行う

- 第1節 遺言執行者の権利義務
- 第2節 遺産管理人等と遺言執行
－相続人不存在の場合を中心に－
- 第3節 遺言対象財産の管理開始
- 第4節 財産目録原案の作成・交付
- 第5節 特定財産承継遺言の実現
- 第6節 遺贈の履行
- 第7節 債務の弁済と相続財産の破産
- 第8節 遺言による財団の設立・信託の設定
- 第9節 遺言による認知
- 第10節 遺言による推定相続人の廃除
- 第11節 祭祀承継者の指定
- 第12節 生命保険金の受取人の指定・変更
- 第13節 相続人の処分行為があった場合

第4章 遺言執行業務におけるトラブルに対処する

- 第1節 遺言執行者と訴訟・調停
- 第2節 遺言と異なる遺産分割
- 第3節 遺言執行者解任審判の対処法
- 第4節 渉外事件と遺言執行
- 第5節 遺言執行者として懲戒請求されないために

第5章 遺言執行業務を終了する

- 第1節 遺言執行者の地位の喪失
- 第2節 遺言執行費用の清算
- 第3節 遺言執行者の報酬

全体の業務の流れ

第2節 遺言で指定された場合

第1款 遺言執行者任務開始の通知

1 遺言執行者の就職

遺言執行者には、①遺言で指定された指定遺言執行者と、②家庭裁判所が利害関係人の申立てを受けて選任した選定遺言執行者の2種類がある。いずれの場合も、候補者は就職を拒絶する自由を有するので、相続人に対し就職承諾の意思表示をしなければならない。相続人が数人いる場合には、相続人全員に対する意思表示は不要だと解されている（新版注釈（28）〔泉久雄〕315頁以下）。

2 遺言執行者の任務の開始

遺言執行者の就職を承諾したときは、直ちにその任務を開始しなければならない（1007条1項）。

任務の開始は、相続人による相続承認の有無に左右されることなく、遺言書の開封・検認手続を待つ必要もない。遺言執行者の任務の具体的な内容は遺言の定める内容によって定まるが、直ちに任務を開始しない場合には、任務懈怠責任が生じる場合がある（新1012条3項、644条。新版注釈（28）〔泉久雄〕315頁以下）。例えば、これまでは特定財産承継遺言は登記などの対抗要件を具備しなくとも権利の取得を第三者に対抗することができるとされていた（最判平成14・6・10裁判集民206号445頁〔28071576〕）ので、遺言執行者としては、対抗要件を備える時期に特段の注意を払う必要はなかったが、平成30年相続法改正により、相続を原因

コラム

遺言執行者への就職と遺産分割

これまでの実例では、遺言があったとしても、円満解決のため、相続人による遺産分割協議で処理する事例があった。ところが、平成30年相続法改正により、遺言執行者は、相続人による遺産分割協議の成立を待つことが難しくなったのではない、という懸念がある。

なぜなら、遺言執行者は就職後直ちに任務を開始しなければならない（1007条1項）と、法定相続分を超える権利の取得を第三者に主張するには対抗要件を具備しなければならない（新899条の2）からだ。

一方で、遺言執行を待ち、遺産分割協議による解決を望む相続人が増えるかもしれない。遺産分割協議で金銭債権化されたため、遺産分割義務者が遺産分割権利者に対し金銭の代わりに不動産の持分を譲渡してしまうと、代物分派となり、その結果、譲渡所得税が原則として譲渡した者に課されることになったからである（所得税基本通達33-1の6）。

どうすべきか。実務的な解決策は、候補者が遺言執行者へ就職しないことではない。遺言執行者に就職しなければ遺言執行に着手しなくてもよいからである。これまでの実例では遺言執行者の就任通知はなされていたが、就職の意思表示そのものはそれほど意識されていなかったように思われる。もし就職を留保する場合には、候補者は遺言執行者に就職していない旨相続人その他の利害関係者に適時に説明した方がよいであろう。

一方で、就職を留保されて困る者はどうすべきか。相続人その他の利害関係人は候補者に就職をするかどうかを確すべき旨の催告を求めることができ、確答がない場合には就職は承諾したものとみなされる（1008条）。就職を断られた場合には、家庭裁判所に選任を求めることができる（1010条）。

（山崎昌人）

詳細・お申し込みはコチラ

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規ストア

検 索

CLICK!

キ リ ト リ 線

申 込 書 〈第一法規刊〉		
書 名	価格	部数
どの段階で何をする？ 業務の流れでわかる！ 遺言執行業務（相続法改正対応版）	[069534] 定価3,740円（本体3,400円）	部
論点体系 判例民法＜第3版＞11 相続	[059527] 定価5,280円（本体4,800円）	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

（いずれかを✓で選択ください。） □代金引換により支払います。 □現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
（商品の税込価格＋送料）の合計が

1万円以下の場合、300円＋税
3万円以下の場合、400円＋税
10万円以下の場合、600円＋税

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードがご利用い
ただけません。

年 月 日

〒	—
ご住所	
事務所名	☐ 公用 ☐ 私用
フリガナ	
ご氏名	TEL — — E-mail @

お客様の個人情報の取扱いについて
お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会・修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php）がフリーダイヤルにてご連絡ください。 フリーダイヤル ☎TEL 0120-203-696 ☎FAX 0120-202-974

取 扱 い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印

遺言執行業務(069534) 2020.1 IMR